

物品仕様書

No.	項目	内容
1	契約番号	第 8-2 号
2	品名	デジタル複合機賃貸借(リース) の新品で、下記の内容を満たすもの。
3	数量	5台
4	規格	<p>A3カラーデジタル複合機</p> <p>1 基本機能／コピー機能</p> <p>(1)カラー対応 フルカラー</p> <p>(2)複写原稿 シート・ブックともに最大A3サイズまで</p> <p>(3)複写サイズ A3～A5、郵便はがき 以上</p> <p>(4)給紙方式 2段カセット以上(1カセット用紙500枚以上)+手差し給紙</p> <p>(5)解像度 600dpi×600dpi 程度</p> <p>(6)複写倍率 定型倍率及び任意倍率 (25%～400% 1%きざみ 程度)</p> <p>(7)連続複写速度 A4:25枚/分以上</p> <p>(8)自動原稿送り装置 あり</p> <p>(9)ソート機能 あり</p> <p>(10)操作パネル タッチパネル式</p> <p>(11)電源 AC100V、50/60Hz</p> <p>(12)最大消費電力 1.5kW 以下</p> <p>(13)機械占有寸法 幅1,005mm×奥行き755mm×高さ1,205mm 程度</p> <p>2 プリンター機能</p> <p>(1)型式 内蔵型</p> <p>(2)対応プロトコル TCP/IP、LPR、DIPRINT、FTP、IPP、SMB、WSD</p> <p>(3)対応OS Windows11</p> <p>(4)インターフェース USB、1000Base-T/100Base-TX/10Base-T</p> <p>(5)その他 プリントサイズ、連続プリント速度はコピー仕様に準ずる</p> <p>3 スキャン機能</p> <p>(1)型式 カラースキャナー</p> <p>(2)読取サイズ コピー仕様に準ずる</p> <p>4 FAX機能</p> <p>(1)適用回線 一般加入電話回線、ファクシミリ通信網</p> <p>(2)送信原稿サイズ 最大A3</p> <p>(3)記録紙サイズ 最大A3</p> <p>5 その他 グリーン購入法適合商品であること</p>
5	付属品	メーカー標準付属品一式
6	参考銘柄	RICOH IM C2510F
7	同等品	可 (ただし、全て同一機種であること)
8	納入場所	大和川保育園 (糸魚川市大字大和川978 電話025-552-3142) 西海保育園 (糸魚川市大字水保1843 電話025-552-0712) やまのい保育園 (糸魚川市上刈1-14-1 電話025-552-1325) 田沢幼稚園 (糸魚川市大字田海13-2 電話025-562-2002) 青海幼稚園 (糸魚川市大字青海675 電話025-562-2019)
9	その他	(1)組立・搬入・各種設定・接続・撤去等が必要な場合は、費用も含め使用可能な状態での納品を前提として見積りをお願いします。 (2)同等品での入札を希望される場合は、公告文で指定する期限までに「同等品確認申請書兼承認書」にその規格、仕様等が容易に判断できる資料(カタログ、仕様表、寸法図等)を添付して提出してください。 ※規格に変更がない後継品の場合は、申請不要です。
10	担当課・係	こども家庭課 子育て支援係

デジタル複合機賃貸借（リース）仕様書

1 契約方式

賃貸借（リース）契約

2 機器の納入期限

令和8年6月30日（火）

納入にあたっては、担当課と協議のうえ、日程調整すること。

3 機器の規格及び附属品

別紙「物品仕様書」のとおり

4 賃貸借期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（60か月）

5 機器の納入及び初期設定

各施設の職員に対して機器の操作方法や消耗品の交換方法等取扱説明を行うとともに、契約期間中は、使用方法等に関する問い合わせに速やかに対応すること。

6 入札及び支払条件

(1) 入札方法

ア 入札金額は、月額賃貸借料(消費税を除く。)により決定し、入札時に「入札金額内訳書」（別途指定する様式）を書面で提出すること。

イ 月額賃貸借料に含めるものは、機器の使用想定枚数から算出した1か月分の総額（月額リース料金と月額コピー料金の合計）とし、その内訳は、下記のとおりとする。

※使用想定枚数（全5台の合計）

・モノクロ（2色カラー含む）	9,800枚/月
・カラーコピー	2,600枚/月
・カラープリント	1,300枚/月

(ア) 月額リース料金

機器5台分の月額リース料金とする。

(イ) 月額コピー料金

コピー単価に使用想定枚数を乗じた額（ミスコピー等による控除を含む。）とする。

なお、コピー単価には、用紙代を除く全ての経費（導入費用、保守費用、消耗品費）を含む。

ウ 契約期間満了後は、機器を返還することを前提に見積もること。

エ 本入札業者が賃貸借を行うことができない場合については、賃貸借を行うリース業者を含めた3者契約を締結できることとする。この場合は、予めリース業者を特定し、十分な調整のうえ見積もることとし、入札参加申請書提出時に契約予定リース業者を報告のこと。

(2) 保守・メンテナンスに関すること

ア 当該機器が故障し、賃借人から要請があったときは、賃貸人は速やかに技術者を派遣して点検修理を行うものとする。

イ 上記アによる点検の結果、修理に時間を要する場合は、賃借人の了解を求めて同等の代替機を賃借人へ提供するものとする。

ウ 故障時に係る消耗品、器材、工具、部品等に係る経費は賃貸人の負担とする。ただし、賃借人の故意又は過失により故障等が生じた場合は、その修復に要する経費を賃借人が負担するものとする。

(3) 支払いに関すること

ア 物件を賃借人が使用した月の翌月以降毎月、月額賃貸借料に消費税及び地方消費税を加算した金額を請求するものとする。

イ 上記アの支払いは、賃借人が適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

7 契約に関する条件

契約書には、糸魚川市財務規則で定める必要事項及び次の事項を明記する。

(1) 契約書に記載する金額は、月額とし、年度ごとの契約金額を明記する。

(2) 本契約は、地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17並びに糸魚川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約である。

したがって、糸魚川市の歳入歳出予算の当該金額について削除があった場合は、この契約を解除することができる。

(3) 機器の不具合等が頻繁に発生し、修復困難な場合は、賃借人または賃貸人の申し出により、期間中でも契約を解除できるものとする。

(4) 賃借人又は賃貸人は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に定める債務を履行しない場合には、文書をもって催告を行ったのち、この契約を解除することができる。

(5) 上記(2)～(4)の契約の解除に伴い、賃借人又は賃貸人は、解除の時から契約期間満了時までの契約金額に基づき、双方協議のうえ違約金を相手方に請求することができる。この場合、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。